

税務課の目標（平成19年度）

税務課長 水藤 正平

1 課の役割

税務課は、住民税班、資産税班、収税班及び特別徴収対策室で構成され、主な業務は個人町税、法人町民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の賦課及び収納、滞納整理など、財源確保等の役割を担っています。

2 個別事業とその目標

1 税制改正の周知（住民税班）

平成19年度については、三位一体改革に伴う税源移譲により、個人住民税が10%均一課税になります。このため、特別徴収義務者へのパンフレット送付や町ホームページ、広報等に掲載し、改正内容の周知に努めます。

また、税源委譲に伴う税率改正（所得税・住民税）の経過措置に伴う住宅借入金特別控除の住民税控除申告（平成20年度分申告）や所得変動に伴う住民税の還付措置（平成20年7月申告）について、PRに努めます。

2 公平で適正な課税のための課税客体調査業務（資産税班）

平成21年度の固定資産評価替えに向け、飯積地区を除く市街化区域内において、宅地の評価方法が「その他の宅地評価法」を採用している区域に、「市街地宅地評価法」（路線価に基づく評価）を導入します。（平成18年度～平成20年度の3か年継続事業）また、評価替えの基準日（平成20年1月1日）における土地・家屋の正確な状況を把握するため、航空写真図データを作成するとともに標準宅地の土地鑑定評価業務などを行い、公平で適正な課税に努めます。

3 徴収率の向上（収税班）

自主財源である税収の確保や税負担の公平性の観点から滞納額を減らし、徴収率の向上を図ります。このため、滞納者と接触を図り、納税相談や電話催告、分納の管理等きめ細かな対応、自主納付を促進します。併せて、口座振替加入率の向上に努めます。

4 高額・困難な滞納案件の滞納整理の推進（特別徴収室）

滞納額が大きく、また、悪質な滞納者に対して、きめ細やかな財産調査や千葉県滞納整理推進機構との連携をとって滞納処分を強化し、滞納額の縮減を図り、税負担の公平性の確保に努めます。

5 チャレンジ目標

平成19年度より所得税から住民税への税源移譲に伴い、住民税へのウエイトが増し徴収率の低下が懸念されているが、平成18年度の町税徴収率(92.6%)を維持するよう努めます。これらのことから、担税力があり納付意思のない悪質な滞納者に対しては、綿密な財産調査を行い、滞納処分に努めます。